

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3166号)

令和7年2月27日

横情審答申第3166号

令和7年2月27日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和5年2月10日教教人第1877号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和4年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第二次試験 個人面接評定票（面接者2名分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「令和4年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第二次試験 個人面接評定票（面接者2名分）」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年11月15日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第7号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験（以下「選考試験」という。）に係る面接者の所属・氏名は、採用事務に関わる人事管理上の情報であり、開示することにより、非難や圧力等を受けることを恐れ、面接者が適切な評価を行えなくなり、また、面接者を引き受ける者が減少して必要な人数の確保が困難となる可能性があることから、選考試験の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- (2) 受験者の言動など客観的な事実、模擬対応の概評、総合評定及び総合評定の根拠の各欄の記載は、採用事務に関わる人事管理上の情報であり、開示することにより、面接者が正確かつ公正な内容の発言・評価を避けるようになり、また、面接に係る評価の傾向を知ることができるので、受験者本来の資質、適性等を見ることを目的として行う個人面接の評価に支障が生じることになるなど、選考試験の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次の

ように要約される。

- (1) 受験者の言動など客観的な事実、模擬対応の概評、総合評定の根拠及び総合評定の非開示部分の部分開示を求める。
- (2) 「令和4年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第二次試験選考基準」（以下「選考基準」という。）の記載から試験結果を推察できるが、審査請求人に対する面接者2名の判定に大きな開きがあり、公正公平に選考試験がなされているか疑問である。

実施機関は、開示されると面接者が正確かつ公正な発言・評価を避けるようになると主張するが、むしろそのような発言・評価をしているからこそ、ある程度の開示ができると考える。
- (3) 受験者の言動は審査請求人自身の発言であり、面接者の私見や個人情報などは、筆跡以外ほとんどないといえるため、ある程度開示されるべきである。
- (4) 評価に係る部分が一切開示されないのでは、正当な評価をしていない場合でも隠蔽が可能であり、選考試験が公正公平に実施されているか疑問視される。特に不合格の判定の場合は、公正公平の観点から、適性がない人材の精査をする観点からも、評価を特に開示すべきと考える。
- (5) インターネット、書籍、有料講座等により、横浜市だけでなく全国の教員採用試験の傾向や対策が既に出回っているため、評価の傾向を知られ、選考試験の運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるといったことはあり得ないと考える。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 選考試験に係る事務について

横浜市では、教員を採用するため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び教育長に委任する事務等に関する規則（昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号）に基づき、選考試験を実施している。

選考試験は第一次試験及び第二次試験から成り、第二次試験では個人面接、模擬授業、論文試験及び実技試験（一部受験区分のみ）を実施している。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、令和4年度に実施された選考試験に係る審査請求人の個人面接評定票（面接者2名分）であり、面接者の氏名、審査請求人に対する評価等が記載されている。

当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、別表1のとおり非開示情報1から非開示情報8までに分類した。審査請求人は、審査請求書の記載から、このうち、非開示情報2から非開示情報8までの開示を求めていると解されるので、それぞれの旧条例第22条第7号エの該当性について判断する。

(4) 旧条例第22条第7号エの該当性について

ア 旧条例第22条第7号では、保有個人情報を開示しないことができる場合として、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれ・・・があるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

「人事管理に係る事務」とは、任用、分限・懲戒、服務等職員の身分取扱いに関する事項の管理に係る事務をいい、採用に係る事務も含まれると解される。

イ 非開示情報2、非開示情報3及び非開示情報8について

これらの非開示情報は、面接者が個人面接で受けた審査請求人に対する印象や、合否に係る面接者としての率直な意見である。これらの情報は、開示することにより、面接者が非難や圧力等を受けることを危惧して当たり障りのない評価をするなどして、選考試験の運営が妨げられ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号エに該当する。

ウ 非開示情報4について

非開示情報4には、AからEまでの7段階の評価が記載されている。実施機関の説明によれば、個人面接の評価が7段階でなされることは、ウェブサイトにおいて公表された選考基準から明らかであるから、当該情報は、既に公にされているものにすぎず、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号エに該当しない。

エ 非開示情報5及び非開示情報7について

非開示情報5には上記AからEまでの各段階に係る評価基準が、非開示情報7には評価の記入に係る注意書が記載されている。これらの情報は、面接者が評定を記入するための参考情報にすぎず、開示することにより、面接に係る評

価値の傾向を知られて個人面接の評価に支障が生じるなどして、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められないため、本号エに該当しない。

オ 非開示情報 6 について

非開示情報 6 には、審査請求人の個人面接についての面接者の評価が記載されている。実施機関の説明によると、各受験者には個人面接等の得点を通知しているが、その算定の基礎となる各面接者の評価については通知していないし、面接者それぞれの専門的知見から評価するため、評価に差が出ることもあるとのことである。

以上を踏まえると、非開示情報 6 は、開示することにより、面接者が非難や圧力等を受けることを危惧して当たり障りのない評価をするなどして、選考試験の運営が妨げられ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表 2 に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

別表 1 非開示情報

非開示情報	実施機関が非開示とした部分
非開示情報 1	「面接者の所属・氏名」欄の記載の全て
非開示情報 2	「受験者の言動など客観的な事実」欄の記載の全て
非開示情報 3	「模擬対応の概評」欄の記載の全て
非開示情報 4	「総合評価」欄の記載のうち、評価を示すアルファベットの部分
非開示情報 5	「総合評価」欄の記載のうち、アルファベットが示す評価に係る評価基準の部分
非開示情報 6	「総合評価」欄の記載のうち、審査請求人の評価を記入した部分
非開示情報 7	「総合評価」欄の記載のうち、面接者に向けた注意書きの部分

非開示情報 8	「総合評定の根拠」欄の記載の全て
---------	------------------

別表 2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分

非開示情報	開示すべき部分
非開示情報 4	「総合評定」欄 1 行目 1 文字目、2 行目 1 文字目、3 行目 1 文字目、4 行目 1 文字目、5 行目 1 文字目、6 行目 1 文字目、7 行目 1 文字目
非開示情報 5	「総合評定」欄 1 行目 2 文字目から 8 文字目まで、2 行目 2 文字目から 6 文字目まで、3 行目 2 文字目から 9 文字目まで、4 行目 2 文字目から 7 文字目まで、5 行目 2 文字目から 12 文字目まで、6 行目 2 文字目から 10 文字目まで、7 行目 2 文字目から 6 文字目まで
非開示情報 7	「総合評定」欄 8 行目の全て

(注)

- (1) 文字数は、1 行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は 1 文字と数える。空白は行、文字数に数えない。
- (2) 面接者 2 名分の個人面接評定票いずれも、開示すべき部分は同一である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 2 月 10 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 12 月 23 日 (第 452 回 第二部会)	・審議
令和 7 年 1 月 27 日 (第 453 回 第二部会)	・審議